

香川県条例第23号

香川県防災対策基本条例の一部を改正する条例

香川県防災対策基本条例（平成18年香川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>平成16年に県内に甚大な被害をもたらした台風災害を受け、本県でも防災対策が重要であることが改めて認識された。また、近い将来発生すると予測されている<u>南海トラフ地震</u>に備えるためにも、より一層の防災対策の充実が必要である。</p> <p>これまでの防災対策は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画等により、県、市町等公的な機関が行う災害への対応を中心に実施されてきた。</p> <p>しかし、これまでの災害の状況に鑑み、被害を軽減するためには、公的な機関が行う防災対策のみならず、県民が自ら行う防災対策が重要であると改めて認識した。</p> <p>県民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合って守る「共助」及び行政による「公助」という理念の下、県民、市町及び県が、協働して防災対策を行うことで、被害を最小限度にとどめることができる。</p> <p>こうした考えを県民、市町及び県が共有し、災害に強い人づくりと県土づくりを行うため、ここに、私たちは、この条例を制定する。</p> <p>（市町の役割）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市町は、この条例に規定する市町の施策について、当該市町の地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。<u>以下「法」という。</u>）第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）に定めるところにより、その施策を行うものとする。</p> <p>（防災知識の習得等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p>	<p>平成16年に県内に甚大な被害をもたらした台風災害を受け、本県でも防災対策が重要であることが改めて認識された。また、近い将来発生すると予測されている<u>南海地震</u>に備えるためにも、より一層の防災対策の充実が必要である。</p> <p>これまでの防災対策は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画等により、県、市町等公的な機関が行う災害への対応を中心に実施されてきた。</p> <p>しかし、これまでの災害の状況に<u>かんがみ</u>、被害を軽減するためには、公的な機関が行う防災対策のみならず、県民が自ら行う防災対策が重要であると改めて認識した。</p> <p>県民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合って守る「共助」及び行政による「公助」という理念の下、県民、市町及び県が、協働して防災対策を行うことで、被害を最小限度にとどめることができる。</p> <p>こうした考えを県民、市町及び県が共有し、災害に強い人づくりと県土づくりを行うため、ここに、私たちは、この条例を制定する。</p> <p>（市町の役割）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市町は、この条例に規定する市町の施策について、当該市町の地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）に定めるところにより、その施策を行うものとする。</p> <p>（防災知識の習得等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p>

3 県民は、災害発生現象の態様に応じた避難場所（指定緊急避難場所（法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。）、指定避難所（法第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）、その他の避難場所をいう。以下同じ。）、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認しておくよう努めるものとする。

（避難行動要支援者による情報の提供）

第12条 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）は、市町、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供しよう努めるものとする。

（避難行動要支援者への支援体制の整備）

第15条 自主防災組織は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における地域の避難行動要支援者の避難誘導、避難支援等を、市町及び関係機関と連携して行うための体制を整備するよう努めるものとする。

（市町等との連携）

第19条 自主防災組織は、市町が行う高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発表等の基準、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市町との役割分担等について、あらかじめ市町と協議し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域に密着した防災対策が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

2 略

（避難計画の作成等）

第28条 略

2 前項に規定する避難計画には、市町が行う避難情報の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を定めるものとする。

3 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避

3 県民は、災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認しておくよう努めるものとする。

（要援護者による情報の提供）

第12条 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるもの（以下「要援護者」という。）は、市町、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供しよう努めるものとする。

（要援護者への支援体制の整備）

第15条 自主防災組織は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における地域の要援護者の避難誘導、避難支援等を、市町及び関係機関と連携して行うための体制を整備するよう努めるものとする。

（市町等との連携）

第19条 自主防災組織は、市町が行う避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下「避難準備情報等」という。）の発表等の基準、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市町との役割分担等について、あらかじめ市町と協議し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域に密着した防災対策が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

2 略

（避難計画の作成等）

第28条 略

2 前項に規定する避難計画には、市町が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を定めるものとする。

3 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場

難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

4 略

5 市町は、あらかじめ、避難行動要支援者の把握及び個別避難計画（法第49条の14第1項に規定する個別避難計画をいう。）の作成に努め、自主防災組織及び関係機関と連携して、避難行動要支援者の支援を行うための体制を整備するものとする。

6 市町は、あらかじめ、関係機関と連携して、疾病等のために指定一般避難所（災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第1条の7の2第1項に規定する指定一般避難所をいう。）では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。

（避難及び指定避難所）

第38条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市町が避難情報を発したときは速やかにこれに応じて行動するものとする。

2 指定避難所に滞在する者は、第28条第3項に規定する行動基準に従うものとする。

3 指定避難所の管理者等は、第28条第3項に規定する行動基準に従い、市町及び自主防災組織と連携して指定避難所を運営するものとする。

（車両使用の自粛等）

第39条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

4 略

5 市町は、あらかじめ、要援護者の把握に努め、自主防災組織及び関係機関と連携して、要援護者の支援を行うための体制を整備するものとする。

6 市町は、あらかじめ、関係機関と連携して、疾病等のために通常の避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。

（避難及び避難場所）

第38条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市町が避難勧告又は避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動するものとする。

2 避難場所に滞在する者は、第28条第3項に規定する行動基準に従うものとする。

3 避難場所の管理者等は、第28条第3項に規定する行動基準に従い、市町及び自主防災組織と連携して避難場所を運営するものとする。

（車両使用の自粛等）

第39条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。